

地下鉄サリンカルテ廃棄

1995年に起きた地下鉄サリン事件で被害者が搬送された東京都内の医療機関の一部で、カルテなどの資料が廃棄されていることが分かった。厚生労働省の調査によると、「資料を保存している」と答えた医療機関は6か所にとどまっており、当時の救急・医療体制の検証に支障が出る恐れがある。

(杉浦まり)

一部医療機関



救急車両が集まり、路上で被害者の手当てが行われた地下鉄日比谷線・八丁堀駅付近（1995年3月20日）

地下鉄サリン事件 国家転覆を図ったオウム真理教による事件。1995年3月20日朝、営団地下鉄（現・東京メトロ）霞ヶ関駅を通る日比谷、丸ノ内、千代田の3路線で猛毒の神経ガス、サリンがまかれ、13人が死亡、6000人以上が負傷した。東京消防庁によると、事件当日には計688人が医療機関に搬送されたが、搬送先に関する情報は公表されていない。

保存義務5年 救護検証に影響

■保存6か所のみ

事件を巡っては、テロなどへの危機管理対応に生かすため、カルテなどの記録を国として保存するべきだという声が国会議員から上がっていた。これを受け、厚生労働省は今年に入り、研究班を設置していた。事件の被害者の搬送先に関する記録はこれまで公開されておらず、事件の被害者の救護や治療に関する状況、搬送記録などの収集、保存を進めるためには、対応に当たった医療機関の特定から進める必要がある。

このため、研究班は今年1～3月、事件の被害者の対応に当たったとみられる都内の39の医療機関に対し、①被害者の対応をしたかどうか②患者のカルテなどの資料の有無③事件の対応をした医師や看護師が今も在籍しているか―などをアンケート調査した。

アンケートには14の医療機関が回答。このうち、資料があると答えたのは6か所にとどまった。一方、資料が「ない」と答えた医療機関は8か所あり、このうち2か所は「廃棄した」と回答。そのほか6か所は「不明」などと答えた。

医師法などはカルテの保存期間を5年と定めており、廃棄自体に問題はない。また、政府には、民間の医療機関に資料の開示を求め、法的な権限はない上、資料があったとしても個人情報報が多含まれるため、「資料がある」と答えた6か所の中にも、「提供は不可能」と答えた医療機関が1か所あった。研究班は現在、消防や警察、東京メトロなどにも対象を広げて、当時の記録の有無を調査しており、今後、個人情報保護を

考慮しながら、資料の収集や保存がどのように進められるかを検討する。

■松本は対照的

一方、1994年6月に長野県松本市で発生した松本サリン事件では、地元の医師会を中心に、資料の収集が積極的に進められた。医師会などでは、事件発生時の救急隊の動きや被害



厚生労働省研究班・奥村医師

「カルテからは、患者自身が語り継ぐことができない症状や治療の経過、医師の所見も知ることができない。市民に毒ガスが使われた未曾有のテロ事件の記録を残していくための法整備も必要だ」。研究班の代表で、公益財団法人日本中毒情報センターでメディカルディレクターを務める奥村徹医師の「写真」はそう訴える。

奥村医師は事件が起きた95年3月20日、現場に近い聖路加国際病院で治療に当たった。同病

法整備進め 風化防いで

院では事件当日、多数の被害者を受け入れた。猛毒のサリンが使われたかもしれないとの情報も耳に入り、自分の身に恐怖も感じたが、「私はこのまま死んでいくのでしょうか」と苦しむ患者らを前に、必死で治療を続けたという。

事件から25年がたった今も、化学テロが起きた場合の医師らの防護装備など、解決されていない課題はある。だが、資料の保存、提供を求める今回の調査に協力を表明した医療機関は少なく、「事件への関心が低くなっている」と実感したという。

奥村医師は「対応の記録が失われれば、関係者の事件の記憶はどんどん風化してしまう。事件の教訓を生かすためにも、これ以上、貴重な記録が失われることはあってはならない」と話している。

者の医療データを収集。さの中に10年後も体や目のために被害者の健康観察を長期に続ける必要があると判断し、希望する住民らに対し約20年間、定期的に健康状態に関する調査などを行った。この結果、重症患者

PS5 待つてた 7年ぶり新型

【E】の家ノ(PS) 例だっ 目的に 時市ノ ームファ タイプと、 タイプ